

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-11)

| 政策 ^(※1) 名 | 政策11:放送分野における利用環境の整備 | | 担当部局課室名 | 情報流通行政局 総務課 他5課室 | 作成責任者名 | 情報流通行政局 総務課長 齋藤 晴加 | |
|--|--|-------|---------|--|--|---|--|
| 政策の概要 | メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。 | | | | 分野【政策体系上の位置付け】 | 情報通信(ICT政策) | |
| 基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】 | [最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成30年8月 | |
| 施策目標 | 測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標) | 基準(値) | 目標(値) | 年度ごとの目標(値) | | | 測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | 年度ごとの実績(値) ^(※2) | | | |
| 施策手段 | | 基準年度 | 目標年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| 放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること | 放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備 | 26年度 | 29年度 | 社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。 ・2018年に衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(BS等4K・8K放送)を実施するために必要な関係省令等の整備案の意見公募等を実施。 ・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の平成28年5月の施行に向けた必要な関係省令等の意見公募等を実施。 | 社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 ・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする改正放送法の施行に向け、関係省令等を改正し公布・施行。また、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を策定・公表。 ・BS左旋及び東経110度CS左旋が使用可能になることにより、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等を踏まえ、関係省令の改正を行い、申請者等が使用可能なトランスポンダ数の制限を緩和。 | 社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 | 放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に応じていくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。 |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|------|--|--|---|--|--|--|
| | | | <p>・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p> | | | <p>・VHF帯STL/TTLの周波数の活用を図るためのステレオ放送の番組中継回線及びFMラジオ放送の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップファイラーの導入のために必要な制度整備を実施(平成27年11月)。</p> | <p>・「放送を巡る諸課題に関する検討会視聴環境分科会」及び同分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を設置し、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説について、改正個人情報保護法の施行に伴い必要となる改正事項等の検討を実施。検討を踏まえ、当該ガイドライン及び解説の改正案について意見公募を実施。</p> | | | |
| <p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p> | <p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等を実施</p> | 2 | <p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数<アウトプット指標></p> | 26年度 | <p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。</p> | 29年度 | <p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p> | <p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p> | <p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p> | <p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する自治体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、各自治体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の自治体。</p> |
| | | | <p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p> | | | | <p>23回 (このほか、説明会を53回実施)</p> | <p>11回 (このほか、説明会を19回実施)</p> | — | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|------|---|------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| 我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること | 放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。 | 3 テレビ国際放送の受信環境整備状況 <アウトプット指標> | 放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。 | 26年度 | 引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 | 29年度 | ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 | ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 | NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備（現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等）を推進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】各年度の受信可能世帯数 平成28年度：約2.2億世帯 平成27年度：約2.1億世帯 平成26年度：約2億世帯 平成25年度：約1.9億世帯 平成24年度：約1.6億世帯 【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成29年度：約312.0億円（予算額） 平成28年度：約302.2億円（予算額） 平成27年度：約278.1億円（決算額） 平成26年度：約217.2億円（決算額） 平成25年度：約205.0億円（決算額） | |
| 被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること | 放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置（固定資産税）による環境整備 | 4 自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標> | 19% | 25年度 | 100% | 30年度 | 30% | 60% | 80% | ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波（AM）送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受けやすくなる可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。 当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。 （参考値） 平成26年度 45% 平成25年度 19% |
| ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること | 条件不利地域等におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助 | 5 ケーブルテレビ網の光化等の整備費用補助の実施状況（件数、金額） <アウトプット指標> | ケーブルテレビ網において、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、当該網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた。 | 28年度 | ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。 | 29年度 | / | / | ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。（8件、8.8億円程度の補助を想定。） — | ケーブルテレビ網における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保するとともに、4K・8Kの視聴環境を構築するに当たっては、当該網の光化の促進が必要であることから、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用補助の実施状況について指標として設定。 |

| 達成手段 (開始年度) | | 予算額(執行額)※3 | | | 関連する 指標※4 | 達成手段の概要等 | 平成29年度行政事業 レビュー事業番号 |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------|--------------|---|------------------------|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | | |
| (1) | 放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度) | 415百万円 (381百万円) | 423百万円 (342百万円) | 449百万円 | 4 | <p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター、地上基幹放送事業者等:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地するラジオ親局のエリアにおける世帯のうち、親局の移転・FM補完局等の整備によりカバーされる世帯数:27万世帯(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:28件(平成29年度) ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)の移転・FM補完局等の整備率:80%(平成29年度) ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)の移転・FM補完局等の整備局数(累積):19局(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。</p> | 0100 |
| (2) | 放送政策に関する調査研究(平成19年度) | 45百万円 (39百万円) | 45百万円 (45百万円) | 45百万円 | 1 | <p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:7件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の項目:7項目(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p> | 0101 |
| (3) | 国際放送の実施(昭和26年度) | 3,934百万円 (3,934百万円) | 3,644百万円 (3,644百万円) | 3,544百万円 | 3 | <p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項※を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日あたりの放送時間:25.7時間(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p> | 0102 |
| (4) | 地域ICT強靱化事業(地方)(平成26年度) | 3百万円 (2百万円) | 3百万円 (2百万円) | 10百万円 | 2 | <p>地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):11.7%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:30回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局に配備した臨時災害放送局用の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体における臨時災害放送局に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設に寄与する。</p> | 0103 |

| (5) | テレビジョン放送難視聴対策事業(平成28年度) | - | 60百万円 (34百万円) | - | - | <p>難視聴解消のための共聴施設を新設する共聴組合に対し、その事業費の2/3を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 対策地区における難視聴世帯数:0世帯(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 難視聴解消の対策地区数:1地区(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 熊本県南阿蘇村夜峰山山頂に設置されている南阿蘇テレビジョン中継局について、熊本地震の被害により、使用継続が困難となり、放送停止。このため、別の場所(観音桜展望台)に設置した仮設中継局から放送を実施しているが、送信場所の変更に伴い、これまで放送を視聴していた世帯のうち、難視聴となる世帯が発生。このうち、アンテナの調整等では対応できない地区の難視聴の解消を図る。</p> | 0104 | | | | | |
|------------|--|------------------------|------------------------|----------|---------------------------------|---|-------------|-----|----------|---|---|---|
| (6) | 4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業(平成29年度) | - | - | 880百万円 | 5 | <p>4K・8K時代の本格化に対応し、4K・8Kの視聴できる環境を全国格差なく整備するため、過疎地域等の条件不利地域における4K・8Kの視聴に必要なケーブルテレビ網の光化等を支援する。 (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kを視聴する世帯数の割合:50%(平成32年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高精細技術の利活用等による、より高精細・高機能な放送サービスや本格的な放送・通信の連携サービスの実現、医療・介護など幅広い分野での社会的課題の解決等の利便を全国格差なく享受可能とする。また、地域密着メディアであるケーブルテレビの4K・8K対応により、約36兆円の経済波及効果(2020年までの累計)を通じた地域経済の活性化や雇用の創出、4K・8Kならではのコンテンツ制作・海外展開等を通じた地域の情報発信力や国際競争力の強化を実現する。</p> | 新29-0010 | | | | | |
| (7) | エリア放送受信環境整備事業(平成28年度)(復興庁からの移替え) | - | 73百万円 (70百万円) | - | - | <p>帰還住民のコミュニティ再生を促進し、帰還の加速化を図るため、行政からの情報やコミュニティ情報を帰還住民に発信できるエリア放送受信環境の整備を支援する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興・再生に遅れが生じている地域の帰還住民のコミュニティ再生を促進し、帰還の加速化を図るため、行政からの情報やコミュニティ情報を帰還住民に発信できるエリア放送受信環境の整備の費用を支援し、帰還者をはじめとする住民に地域コミュニティ情報や防災情報などの各種情報を提供することにより、復興・再生及び避難住民の早期帰還を促進する。</p> | 復興庁 0005 | | | | | |
| (8) | 放送法(昭和25年) | - | - | - | 1 | <p>次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</p> <p>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。</p> <p>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p> | | | | | | |
| (9) | 放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)(平成26年) | - | - | - | 4 | <p>ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。</p> | | | | | | |
| 政策の予算額・執行額 | | 4,082百万円 (3,974百万円) | 3,752百万円 (3,697百万円) | 4,610百万円 | 政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | 関係部分(抜粋) | - | - | - |
| 施政方針演説等の名称 | 年月日 | 関係部分(抜粋) | | | | | | | | | | |
| - | - | - | | | | | | | | | | |

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。